

毎週火、金曜日発行（但休日、当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の指定解除
 - 国民健康保険法第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出の受理
 - 結核予防法による医療機関の指定
 - 結核予防法による指定医療機関の辞退
 - 町営土地改良事業の認可
 - 新たにちなおうとする土地改良事業の認可
- ◇教委規則 鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則
- ◇教委告示 教科用図書採択地区の設定
- ◇公安告示 銃砲刀剣類等所持取締法による聴聞会の開催

告示

鳥取県告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年五月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡泊村大字宇谷字ナワナミ六三九―一六
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項及び第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年五月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一(一) 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字平磯一、八五八―八

二(一) 保安林として指定された目的

魚つき

三(一) 解除の理由

道路敷地とするため

二(二) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字下神字東灘山一、〇六八一―

一、〇六八一―二、一、〇六八一―三(以上三筆につい

て次の図に示す部分に限る。)

四(一) 保安林として指定された目的

風害の防備

五(一) 解除の理由

指定理由の消滅

(二次の図)は省略し、その図面を鳥取県農林部林務

課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第

三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出を

受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健

康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令

(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規

定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年五月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理年月日

米子高島屋 〇 米子市角盤町一丁目三 昭三九、四、一一

齒科診療所 〇 中町五八の一 〃

森安皮膚泌尿器科医 〇 〃 〃

石川内科医 〇 立町四丁目一九 〃

鳥取県告示第三百十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六

条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した

から、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二

十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年五月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者

昭和三十九年 大家医院 鳥取市吉方町二 大家 隆金

五月四日 丁目四一〇番地

鳥取県告示第三百十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六

条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退

があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生

省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年五月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

辞退年月日 指定医療機関の名称 所 在 地

昭和三十九年 山崎医院 鳥取市立川町二丁

三月二十二日 目四八一番地

鳥取県告示第三百十四号

西伯郡岸本町から申請のあつた町営土地改良(押口農

道改修)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九

十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法第

十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年五月十四日認

可したので、同法第九十六条の二第五項の規定により告

示する。

昭和三十九年五月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県告示第三百十五号

福井土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとす

る土地改良(農道)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十九年五月十九日認可した。

昭和三十九年五月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県告示第三百十六号

大沢土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(区画整理、暗渠排水及びかんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十九年五月十九日認可した。

昭和三十九年五月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

教育委員会規則

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則をここに公布する。

昭和三十九年五月十九日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)第十一条の規定に基づき、鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長)

第二条 鳥取県教科用図書選定審議会(以下「審議会」という。)に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和三十八年法律第八十二号)第十二条第一項の規定に基づき、教科用図書採択地区を次のとおり設定したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年五月十九日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉

採択地区の名称	区	域
東部教科用図書採択地区	鳥取市	岩美郡 八頭郡 気高郡
中部教科用図書採択地区	倉吉市	東伯郡
西部教科用図書採択地区	米子市 境港市	西伯郡 日野郡

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞会を開催するので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年五月十九日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 関係者の住所及び氏名

1 東伯郡北条町大字国坂一、六三八の二〇

吉岡友太郎

2 東伯郡大栄町大字由良宿一、七八三

角田重芳

二 聴聞の期日

昭和三十九年五月二十八日 午前九時三十分から

三 聴聞の場所

東伯郡東伯町大字八橋 八橋警察署会議室

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一部月極二五〇円(送料共)